

平成28年度 国家一般職本試験（専門試験 [多肢選択式]） 講評 その①

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	講評
1	政治学	民主主義	3	C	【政治学】 国家一般職の4大テーマ(①政治制度, ②選挙制度, ③政党と利益集団, ④民主主義と自由主義)の中から4問が出題されており, テーマ自体は例年通りといえる。一方, 問題の難易度に関しては, 昨年に比べて上がったといわざるを得ない。具体的にはNo.1「民主主義」およびNo.2「各国の議会」は正誤の判断がつきにくい問題であった。No.3「我が国の選挙」は今年唯一のサービス問題とあってよいだろう。受験生の間で差がついたのはNo.4「政治と世論」ではなかっただろうか。肢4のアイエンガーは, 確認できる限り地上一般職試験では初めての出題となるが, フレーミング効果の内容が標準的であるので, 何とか選択したいところである。最後に, No.5「利益団体」では, 肢5がトルーマンの社会要因論に関する説明であることを理解できれば, 正解肢として選択できただろう。いずれにせよ, 昨年までは比較的可成り易化した傾向にあった国家一般職とその他の地上(県庁・市役所・特別区等)との難易度に大きな差がみられたのが今年の特徴である。
2		各国の議会	4	C	
3		我が国の選挙	1	A	
4		政治と世論	4	C	
5		利益団体	5	B	
6	行政学	官僚制	3	A	【行政学】 官僚制が2問の出題となったことで, 傾向外の年であったといえる。No.6「官僚制」は行政学ではなじみの薄いP・セルズニックの理論を知らなくても, 消去法で正解には辿りつけよう。No.7「ストリートレベルの官僚」は組合せの問題で, アが正しいのはすぐ分かるが, もう一つはウかエで迷ったのではない。難しい問題といっている。No.8「公務員制度」は「官制と資格任用制」に関する歴史的問題で容易。No.9「行政組織の編成と管理」は過去問をやれば解ける問題で容易。No.8と9はサービス問題と言っていよう。地方自治法は毎年出題されるが, 地方財政のみの問題は平成18年度以来となる。その意味ではNo.10「地方財政制度」は傾向外だが, 肢2の扱いに迷う以外は正否の判断はできたと思われる。
7		リブスキーストリートレベル官僚	3	A	
8		公務員制度	1	B	
9		行政組織の編成と組織管理	4	A	
10		地方財政制度	2	A	
11	憲法	憲法14条	2	A	【憲法】 全5問中, 人権3問, 統治2問の構成となっており, 前年と構成が逆転している。No.11は平等原則の意義・内容, 主要判例の知識, No.12は表現の自由の基本論点を聞いている。両者は若干細かい知識も聞かれているが消去法で正解したい問題である。No.13の学問の自由と教育を受ける権利では, 「東大がポロ事件」と「旭川学テ事件」を知っていれば容易に正解できる。No.14の国会は, 条文の基本的知識が定着していれば正解できる。No.15は内閣に関する条文知識と天皇の国事行為に性質が理解していれば正解できる問題であり, No.13, No.14とならび正解率が高い。他の受験生と差がつけられたかどうかはNo.11とNo.12の出来次第である。
12		表現の自由	5	A	
13		学問の自由・教育を受ける権利	2	A	
14		国会	1	A	
15		内閣	2	B	
16	行政法	行政行為	2	A	【行政法】 全5問とも例年どおりオーソドックスな問題であった。No.16の行政行為では, 行政行為の基礎知識と主要判例の知識を聞いているが, 記述イとウとエが確実に×が付けられるので正解できる。No.17は行政行為の付款と法の一般原則, 法律の留保原則の基本知識があれば正解できる。No.18は行政事件訴訟法に関する判例の細かい知識を聞いている記述もあるが, いわゆる「小田急」の事件(記述イ), 「法律上の争訟」にあたらなかった判例(記述エ), 執行停止に対する内閣総理大臣の異議に関する条文知識(記述オ)があれば積極的に正解できる問題である。No.19の無効等確認訴訟と不作為の違法確認訴訟では, 記述オは容易に○ができるので記述イをどう評価したかがポイントとなる。38条の知識がなくても, 取消判決の第三者効は取消判決の形成力の効果であるが, 無効等確認訴訟は確認の訴えであり, 取消訴訟のような形成の訴えではないのだから確認判決の形成力は生ぜずその効果としての第三者効も生じない, と推論できた受験生は鋭い。No.20の国家賠償法は, 過去に問われている判例から出題されている。直截に言う, 宅建業者事件と大阪国際空港事件を知っているだけで正解できる。
17		行政行為の附款	1	A	
18		行政事件訴訟	4	A	
19		無効等確認訴訟・不作為の違法確認訴訟	2	C	
20		国家賠償	3	C	
21	民法 (総則・物権)	法人	4	C	【民法(総則・物権)】 各分野の出題数は, 例年同様, 総則2問, 物権3問だった。各問題を概観すると, No.22(条件)は, 基本的な条文・判例の問題であり, 確実に正解したい。また, No.23(占有権・所有権), No.25(法定地上権)は, 正解率はそれほど高くなかったが, No.23は(最判平6.2.8を問う)記述エを除けば過去にも出題されたことのある判例の知識を問う問題であり, No.25も(最判平19.7.6を問う)記述ウを除けば過去にも出題されたことのある条文・判例の知識を問う問題なので, これらもできれば正解したい。これに対して, No.21(法人), No.24(先取特権)は, 正解率がかなり低かった。No.21は, 法人関連規定の改正が2006年に行われて以来はじめて, いわゆる一般法人法を真正面から問う問題だった。また, No.24は, 先取特権というマイナーな分野からの出題であるだけでなく, 細かい条文の知識を問うものが多かった。したがって, どちらも難しい問題といえる。全体的に見れば, 昨年よりも難しかったといえる。
22		条件	4	A	
23		占有権・所有権	2	B	
24		先取特権	1	C	
25		法定地上権	5	B	
26	民法 (債権・親族・相続)	債務不履行	2	B	【民法(債権・親族・相続)】 各分野の出題数は, 例年同様, 債権総論2問, 債権各論2問, 家族法1問だった。各問題を概観すると, No.27(弁済), No.28(委任), No.29(不法行為)は, いくつか細かい知識を問う記述も含まれているが, 多くは基本的な条文・判例の知識を問うるので, 確実に正解したい。また, No.26(債務不履行)は, 正解率はそれほど高くなかったが, (代償請求権を問う)肢3を除けば基本的な条文の知識を問う問題なので, これも確実に正解したい。これに対して, No.30(相続)は, 正解率がかなり低かった。(相続放棄が代襲原因でないことを問う)記述アを除けば, 国家総合職(旧国1)以外では出題されたことのない条文・判例の知識を問う問題だったので, 確かに簡単な問題ではない。しかし, クイックマスターに掲載されている問題を解いていけば対応できたので, 問題演習が足りない受験生が多かったのではない。全体的に見れば, 昨年並みの難易度だったといえる。
27		弁済	3	A	
28		委任	4	A	
29		不法行為	2	A	
30		相続	5	C	
31	ミクロ経済学	効用最大化	2	A	【ミクロ経済学】 No.31は効用最大化に関する基本的な計算問題であり, 加重限界効用均等の考え方をを用いることで解答可能である。No.32は補償変分を求める問題であるが, 価格上昇前の当初の効用水準を正確に求められることが鍵となる。No.33は外部不経済におけるピグー課税の問題である。社会的限界費用と私的限界費用との違いに留意して, ピグー課税後の均衡補償量と財一単位当たりの課税額との積から税収を求められるようにしたい。No.34は結合利潤の最大化に関する問題であり, 他の職種でも過去に類題が出題されており, 過去問集等で学習していれば解答可能な問題である。No.35はシュタッケルベルク均衡に関する計算問題であり, フォロワー(追随者)の反応関数をリーダー(先導者)の利潤関数に代入して, リーダーの利潤最大化条件を求めるといった手順をとることが鍵となるが, 過去問や模試等で類題を解けるようにしていたならば解答可能である。
32		補償変分	3	B	
33		外部不経済とピグー課税	4	B	
34		外部不経済と結合利潤	3	A	
35		シュタッケルベルク均衡	4	B	
36	マクロ経済学	総需要曲線	2	A	【マクロ経済学】 No.36は総需要関数を導出する問題であるが, IS曲線とLM曲線の関係式から利率を消去する手続を過去問演習等で慣れていけば基本的な問題である。No.37はIS-LM分析に関する計算問題である。クラウディングアウトが発生しない場合と発生した場合のそれぞれの政府支出の増加による国民所得の増加分を正確に求めることができれば解答可能である。No.38は国民経済計算についてGDPの値を求める問題であるが, 三面等価原則をふまえて, 支出面あるいは分配面からみた各構成項目を正しく捉えられるならば解答可能である。No.39はストック調整モデルに基づく設備投資理論の計算問題である。解答するうえで必要な関係式も問題文中に与えられており, 検討しやすかったであろう。No.40は新古典派成長理論に関する計算問題であり, 定常条件の関係式を的確に立てて検討すれば解答できる問題である。
37		IS-LM分析	3	A	
38		国民経済計算	4	A	
39		ストック調整原理	2	A	
40		新古典派成長モデル	2	C	

※ 正答率(A: 60%以上, B: 40%以上60%未満, C: 40%未満)は, LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ(6/13 15:00時点)に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は, LEC公務員Webサイトの専用ページ(<http://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/>)にてご案内しています。

